

## これまでに頂いた課題・問題意識

※ 第27回から第30回までの議論等で示された課題や問題意識について、事務局で整理を行ったもの

## 1. 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

- 虐待事案を見つけるという観点での「把握」に止まっている可能性。虐待をしないようにどう予防していくか、そのための支援をどうつなげるかを考えることが肝要。
- 妊娠届を出していない妊婦が痛ましい事案につながることが多い。妊娠届を出す前からつながる機会を確保し、支援につなげなければいけない。
- 子どもの健診について、諸外国と比較しても、頻度や内容について課題がある。
- 未就園児、特に虐待死亡事例に結びつく可能性が高い3歳未満児について、健診など母子保健の定点での機会に限られており、継続的につながる機会が不足している。
- また、就学前の3歳以降の世帯や就学児のいる世帯、思春期の子どもや外国籍の子どもの世帯については、母子保健の定点での機会もなく、つながる機会が圧倒的に不足している。

## 2. 市区町村等のソーシャルワーク機能の強化

- 母子保健と児童福祉は、別々の機関による職員の資質に左右される「連携」に止まっており、一体的な対応はほとんどの市区町村において行われていない。
- 支援をコーディネートする機関がない。市区町村の相談機関は、子どもやその保護者、家庭のニーズや置かれている状況を踏まえ、支援の濃淡を見極めて必要な支援を結びつけていく必要がある。
- 民間や地域による地域の子育て支援活動を把握し、有機的に連動させる役割を果たす機関が明らかでなく、地域の子育て支援活動の推進が十分でない。
- 就学前の子どもやその保護者、家庭について保育所などがつながることができているところとできていないところと差がある。
- 公的な相談機関につながりにくい、妊娠届を出していない妊婦や健診未受診の者などに対して民間による相談機関の活用が必要である。
- 市区町村では人員や体制が不十分な状況にある。

### 3. 全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援の拡充

- 子どもやその保護者、家庭が支援を要する状況にある場合に提供可能な支援が、種類、質、量において不足している。また、不登校の子どもや居場所のない子どもなど、子どもに対する直接の支援がない。
- 産後ケア事業が法定化され整備が進められているが、その推進が必要。
- メンタルヘルスに課題のある子どもの事例が多くなっている。医療機関との連携が必要。
- 利用者負担を理由に支援を拒む事例がある。利用者負担軽減に取り組む自治体もある。
- 市区町村によっては、支援を提供できる体制が整備できない状況にあるところもある。一部の地域では、児童家庭支援センターと協働して、包括的に提供体制を整備している事例がある。
- 市区町村には、支援が必要な子どもやその保護者、家庭に対して、積極的に支援等を結びつけることを可能とする制度上の権限が十分でない。

## 4-1. ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭への在宅支援

- 児童相談所において、ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭への在宅支援について、
  - ・ 一時保護や入所等措置がされなかった子どもやその保護者、家庭への支援
  - ・ 一時保護や入所等措置がされている間の子どもやその保護者や家庭への支援
  - ・ 保護や入所等措置が解除され地域に戻った後の子ども、その保護者や家庭への支援について、いつ、どういった支援が必要か等の確認・検討・精査が十分でない。
- 児童相談所、児童家庭支援センター、市区町村などがハイリスクの状況にある中で家庭で子育てを行うことを支援する枠組み（在宅指導措置）が十分に活用されていない。また、在宅指導措置の活用状況に地域格差が存在している。
- ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭への支援について、児童相談所と児童家庭支援センター、市区町村が協働で支援に動く必要がある。
- 予期せぬ妊娠等で悩みを抱えている等のハイリスクの状況にある妊産婦への支援の充実が必要。

## 4-2. 社会的養護(代替養育)の提供

- 一時保護の手続きの透明性の確保と一時保護所での環境の改善に早急に取り組む必要がある。
- 里親委託を推進するためにも、フォースタリング機能の強化を進めることが求められる。
- ファミリーホームについて、ケアニーズが高い子どもを受け止めているが、ファミリーホームの役割や在り方、体制を含めて見直すことが必要。
- 児童養護施設や乳児院等における良い取組みを推進していく仕掛けが必要。
- 児童家庭支援センター含め、社会的養護の資源について計画的に整備を進める必要。
- 入所等措置の場合において、負担金を理由に措置を拒む事例がある。

## 5. 社会的養護経験者の自立支援

- 自立支援については支援の充足度合いに地域間格差が著しく、また、施設や自立援助ホームでの対応まかせ、となっている。
- 入所等措置や家庭養育は措置延長で20歳の誕生日月まで、自立援助ホームは22歳となる年度の末までという一律の対応になっている。
- 入所等措置や自立援助ホームにおいて、就学の中退率が高く、学習面の支援が手薄である。
- 一時保護や入所等措置がされなかった又は一時保護・入所等措置されたが家庭復帰した子ども（社会的養護を経験し家庭にいる子ども）や入所等措置の解除又は自立援助ホームを退所した子どもについての自立支援の充実が必要。
- 入所等措置の解除後や自立援助ホーム退所後は暮らす地域を移動することも考えられるが、その場合の自立支援についてどう考えるか。
- 自立支援を受ける中で、親権停止など法的な関係を整えるための支援が十分にない。

## 6. 基盤(人材、財政、情報、権利擁護)

### (1) 人材

- 多様な課題のある子どもやその保護者、家庭があり、丁寧な支援が求められる中では、人材の資質向上が不可避。

### (2) 財源

- 安定的な財源が必要。

### (3) 情報共有の在り方

- 相談や支援を充実させていく中で、業務効率やコロナ禍での対応も含め、相談機関の情報共有のシステムや要保護児童対策地域協議会の運営などについて考える必要がある。

### (4) 権利養護

- 児童の権利に関する条約を踏まえ、子どもの意見表明権を担保する仕組みを含めた権利擁護の枠組みの構築が必要である。
- 行政処分が成された経緯等について子どもが知りたいと思ったとしても、行政機関における書類の保存期間が「子どもが25歳までの間」となっており知ることができない等の状況にある。